

1 生活

(1) 基本的な生活習慣について

ア あいさつをしよう。

イ 時間を守ろう。

- 1 始業は8時35分、終了は15時40分（7限の場合は16時30分）、下校時刻は16時30分である。なお、部活動等の完全下校時刻は、部活動規定による。

ウ 学ぶ場にふさわしい行動基準を確立しよう。

- 1 お互いに切磋琢磨し合う友人関係を作ろう。
- 2 登校後、下校時までの間に校外に出る時は、事前に担任または生徒指導部に届け出ること。
- 3 交際は、良識あるものとする。
- 4 教育活動に不必要な物品は、校内に持ち込まないこと。
- 5 校内で物品等の売買をしたり、生徒同士の金銭、物品の貸借はやめよう。
- 6 スマートフォンについて
授業時は電源を切りカバンにしまっておくこと。校内においては必要のない使用は控えること。

エ その他

- 1 旅行等で学割が必要な場合は、原則として旅行の1週間前（土日等に注意）までに担任に申し出ること。
- 2 貴重品の保管に留意して、体育、部活動等の時間には必ず貴重品袋を使用すること。万一盗難、紛失等が生じた時は、ただちに担任、部顧問に届け出ること。

(2) 環境衛生について

ア 公共物を大切にしよう。

イ 清掃に心がけ、身の回りは常に清潔であるよう努めよう。

ウ ごみの分別をしっかりと、正しく処理すること。

エ 学校にいる間に身体に異常を認めた時は、ただちに先生に申し出ること。また、休養を要する

場

合は保健部の先生の許可を受けること。

オ 校具等を破損した時は、ただちに指導責任者（ホームルーム担任、部顧問等）に届け出て指示

を

受けること。原則として弁償することになります。

カ 自己または家族に感染症が発生した場合は、学校に連絡すること。

(3) 安全について

ア 交通安全

① 交通法規を遵守して、時間に余裕を持って安全に通学しよう。

② 自転車通学者は、二人乗り・傘さし運転・無灯火・並進・一時停止違反をしないなど、交通ル

ールを守ること。

③ 自転車通学者は、雨の日はカッパなどを着用すること。また、ヘルメットの着用に努めるこ

と

（努力義務）。

④自転車の整備を心がけ、定期的に安全点検を行うこと。また自転車損害賠償責任保険等へ加入すること。

イ その他の安全

1 命を大切にしよう。

2 交通安全のみならず、かけがえのない命を守るために安全には常に留意し、自分とともに他人に迷惑をかけることのないようにすること。

3 校内で危険と思われるものもしくは危険な状態を発見した時は、ただちに先生に知らせること。

4 火気の使用は、先生の付き添いが必要です。

(4) その他

ア 飲酒、喫煙、暴力行為等法律で禁止されている行為はしない。

イ 在学中は、オートバイ・自動車等の運転免許の取得及び使用は、原則として認めません。

ウ 次の事項については生徒指導部または担任の先生に事前に届け出ること。

- ① ポスターの掲示や印刷物の配布
- ② 各種集会、団体の結成等

(5) 服装

ア 制服

制服の加工等はせず、正しく着用すること。

(ア) 詰襟型

冬服

- ・黒色詰襟学生服上・下
- ・白カッターシャツ
- ・ボタン（本校校章入り）
- ・バッジは左襟に着用（本校所定）
- ・ベルトは黒を着用

夏服

- ・半袖白無地
- ・中学時に着用したのものも可とする
- ・バッジは左襟に着用（本校所定）
- ・ベルトは黒を着用

(イ) ブレザー型

冬服

- ・紺サージ、イートン型ダブル四つボタン（本校指定）
- ・長袖白色無地指定のカッターブラウス（本校指定）
- ・冬期スカートまたはスラックス（本校指定）
- ・明青色のリボン
- ・バッジは左胸に着用（本校所定）

夏服

- ・半袖白無地ブラウス（本校指定）
- ・夏期スカートまたはスラックス（本校指定）
- ・明青色のリボン
- ・バッジは左胸に着用（本校所定）

このほかに本校指定のベスト（合服）がある。

イ 体育時および体育的學校行事の際の服装と履物

本校指定のものを着用する。履物は運動靴とする。

(ア) 冬期：長袖シャツ・トレーニングズボン、ウィンドブレーカー

(イ) 夏期：半袖シャツ・ハーフパンツ

ウ 頭髪・身だしなみ

パーマメントをかけたり、脱色・染色をしたりせず、ピアス、ネックレス等のアクセサリーや、化粧等の不必要な装いはしないこと。

エ 履物

(ア) 華美でない運動靴、または皮革製（合成皮革製も可）短靴とする（雨天時は雨靴でもよい）。

(イ) 校舎内では本校規定のスリッパを使用する。下駄・サンダル等は用いないこと。

(ウ) ソックスを着用し、色は白・紺または黒で、華美でなく模様のないものを使用する。冬期に使用

するタイツ・ストッキングはベージュまたは黒で華美でなく模様のないものとする。

オ かばん等

通学かばんは、学生かばんと、補助かばんの使用が望ましい。

カ 防寒具（コート、マフラー、手袋等）

使用する場合は、華美なものは避け、通学にふさわしいものを使用する。

中学時の通学に着用したものを活用してもよい。

(6) その他

ア 雨の日を使用するレインコート、傘、雨靴等は、高校生らしいものであること。

イ 規定以外のバッジ類はつけないこと。

ウ 事由があつて異装したい時は、事前に担任を通じて、所定の異装願を生徒指導部に提出しその承認を受けること。

エ 生徒手帳は常に携帯すること。もし紛失した時は、担任を通じて再交付を願い出ること。

(7) 規定の改正等について

ア 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正等について申請することができる。

イ 校長は、前項の規定に基づく申請があったとき、または校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、校内の組織においてその内容について議論するものとする。

ウ 校長は、学校評議員会等での議論を踏まえ、校則の改正等について決定するものとする。

エ 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

2 アルバイト等について

(1) アルバイトは原則として認めない。家庭の事情等でどうしてもアルバイトを希望する者は、担任を通じてアルバイト許可願を生徒指導部に提出し、許可を受けてから実施すること。

(2) 一身上の変動等必要と認めることはすみやかに担任に届け出ること。